

城陽市告示第4号

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成30年城陽市条例第31号）第17条第1項の規定により、次のとおり適正処理困難物を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年（2019年）2月1日

城陽市長 奥田敏晴

1 指定品目

- (1) ピアノ
- (2) 消火器
- (3) 自動車、バイク及びそれらの関連部品
- (4) ドラム缶
- (5) 農機具

 公 告 

城陽市公告第1号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次の場所において縦覧に供します。

平成31年（2019年）2月1日

城陽市長 奥田敏晴

縦覧場所 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市まちづくり活性部農政課